

港湾管理者の権限の及ぶ範囲

はじめに

港湾は、船舶が利用し港湾施設が設置される水域と、その水域に接続して貨物の取扱い、生産活動等の港湾活動が行われる陸域が一体となってはじめて、その機能を十分に発揮することができます。本稿では、港湾管理者が管理する区域の種類や、指定することの意義について紹介します。

港湾区域

港湾区域とは、港湾管理者の設立に伴い経済的に一体の港湾として管理運営するための必要最小限度の水域を指し、港湾法第4条の規定に基づき設定します。

港湾区域が設定されることにより、公有水面埋立法による公有水面の埋立てにかかる職権が、都道府県知事から港湾管理者に帰属します。他にも水域である港湾区域において水域の占用や土砂の採取、施設の工事等を行うときは港湾管理者から許可を受ける必要が生じます。また、港湾管理者は、港湾区域内に入港した船舶から入港料を徴収することができます。

臨港地区

臨港地区とは、港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域と一体として機能すべき陸域であり、都市計画法又は港湾法第38条の規定に基づき定められます。

臨港地区が指定されることにより、水域施設等の建設工事等を行う場合には、事前に港湾管理者に届け出る必要が生じます。港湾管理者は当該行為が適切でない場合には変更等の措置を命じることができます。

臨港地区内には、無秩序な土地利用の回避と計画的な土地利用、さらには民間事業者を含めた港湾活動の活性化を誘導することを目的として、一定の区域ごとに構築物の用途を規制する分区を指定することができます。分区が指定されると、各分区について条例で定める建築物その他の構築物の建設が禁止されます。分区の種類は、港湾法第39条第1項各号に定められており、表のとおりです。

港湾隣接地域

港湾隣接地域とは、水域である港湾を保全し、水域にある港湾施設を維持し、港湾の背後地を保全するために、港湾区域に隣接する

地域において、港湾管理者が指定した陸域であり、港湾法第37条の2第1項の規定により定められます。

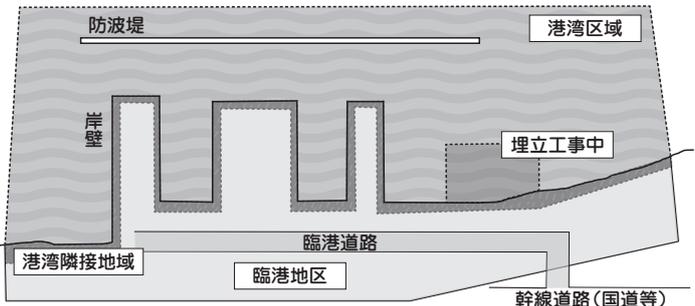
港湾隣接地域が指定されることにより、港湾区域に隣接する一定範囲の土地において港湾区域と同様に公共空地の占用や土砂の採取、施設の工事等を行う際には、港湾管理者から許可を受ける必要が生じます。

なお、港湾隣接地域は港湾区域外100メートル以内の範囲に限られ、海岸法により指定される海岸保全区域と重複する場合には、港湾管理者が当該海岸保全区域の海岸管理者となります。

まとめ

これまで紹介したように港湾法では、港湾管理者が管理する区域について定め、その区域内において一定の行為を制限することで、水域、陸域を含めた一体的な港湾としての開発や円滑な管理運営を可能としています。

港湾管理者は、**港湾区域**、**臨港地区**、**港湾隣接地域**を設定・公告し、条例による各種規制や届出により、港湾施設等公物の適切な管理とともに、港湾機能の保全拡充を図る。



- 港湾区域 (経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の水域) (港湾法第4条6項)
- 港湾隣接地域 (港湾区域及び港湾区域に隣接する地域を保全するために必要な100メートル以内の必要最小限度の陸域) (港湾法第37条の2)
- 臨港地区 (港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域と一体として機能すべき陸域) (港湾法第38条、都市計画法第8条1項9号)

各区域のイメージ図

分区の種類	定義
商港区	旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
特殊物資港区	石炭、鉱石その他大量ばら積みを通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域
工業港区	工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
鉄道連絡港区	鉄道と鉄道連絡船との連絡を行わせることを目的とする区域
漁港区	水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域
バンカー港区	船舶用燃料の貯蔵及び補給を行わせることを目的とする区域
保安港区	爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域
マリナー港区	スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域
クルーズ港区	専ら観光旅客の利便に供することを目的とする区域
修景厚生港区	その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域